

# 相続登記の申請の義務化と相続人申告登記について

R6.4.1  
施行

【相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因】

- ① 相続登記の申請が義務とされておらず、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少ない
- ② 相続した土地の価値が乏しく、売却も困難である場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をするインセンティブが働きにくい

## 相続登記の申請の義務化

- 不動産を取得した相続人に対し、**その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける。**【新第76条の2】
- 正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処することとする。【新第164条第1項】

## 【問題の所在】

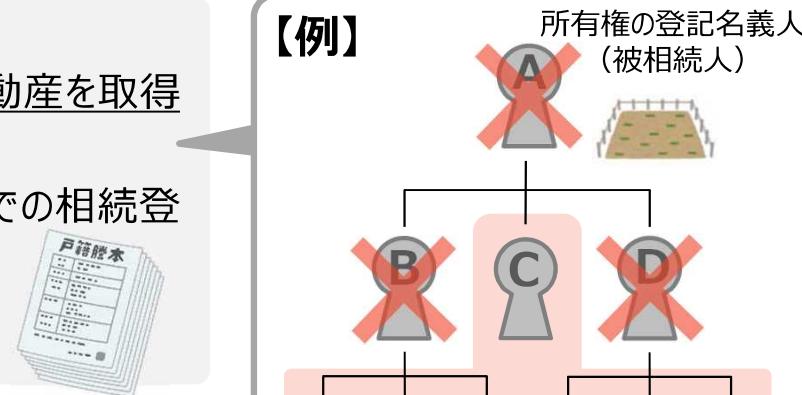
- 相続発生後は、遺産分割がなければ全ての相続人が法定相続分の割合で不動産を取得（共有）した状態となる
- 現行法の下でも、この共有状態をそのまま登記に反映する方法（法定相続分での相続登記）があるが、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が必要であるため、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍謄本等の書類の収集が必要  
(登記申請に当たっての手続的な負担が大きい)

## 相続人申告登記

相続人が申請義務を簡易に履行することができるようとする観点から、新たな登記を設ける【新第76条の3】

- ①所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、②自らがその相続人である旨を申請義務の履行期間内（3年以内）に登記官に対して申し出ることで、申請義務を履行したものとみなす（登記簿に氏名・住所が記録された相続人の申請義務のみ履行したことになる。）
  - ➡ 申出を受けた登記官は、所要の審査をした上で、申出をした相続人の氏名・住所等を職権で登記に付記  
⇒ **登記簿を見ることで相続人の氏名・住所を容易に把握することが可能に**
  - ▶ 相続人が複数存在する場合でも特定の相続人が単独で申出可（他の相続人の分も含めた代理申出も可）
  - ▶ 法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が不要
  - ➡ 添付書面としては、**申出をする相続人自身が被相続人（所有権の登記名義人）の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本を提出することで足りる**（資料収集の負担が軽減される）

## 【例】



生存している全ての法定相続人による共有状態



## 相続登記の申請義務の詳細なルール

### ○ 基本的義務 【新第76条の2第1項】

相続（特定財産承継遺言を含む。）や遺贈により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続の開始があつたことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をすることを義務付ける。

### ○ 遺産分割成立時の追加的義務 【新第76条の2第2項、新第76条の3第4項等】

遺産分割がされた場合には、実際上、相続人中において権利者の集約が図られることが多いと考えられるため、遺産分割の結果を不動産登記に反映させることができれば、その後の土地の処分に当たって便宜であること<sup>(※)</sup>から、改正法では、**遺産分割が成立した場合にはその内容を踏まえた登記申請をすることも義務付けている。**

(※) 相続発生後は、全ての相続人が法定相続分の割合で不動産を共有した状態となるため、財産の処分が難しくなる（相続人全員の同意が必要）



ケース別にルールの内容を整理すると…

### 【相続人がすべき登記申請の内容】

\* 経過措置についてはP10参照

#### ○ 3年以内に遺産分割が成立しなかったケース

- ▶ まずは、3年以内に相続人申告登記の申出（法定相続分での相続登記の申請でも可）を行う。
- ▶ その後に遺産分割が成立したら、遺産分割成立日から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。
- ▶ その後に遺産分割が成立しなければ、それ以上の登記申請は義務付けられない。

#### ○ 3年以内に遺産分割が成立したケース

- ▶ 3年以内に遺産分割の内容を踏まえた相続登記の申請が可能であれば、これを行えば足りる。
- ▶ それが難しい場合等においては、3年以内に相続人申告登記の申出（法定相続分での相続登記の申請でも可）を行った上で、遺産分割成立日（死亡日ではない）から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う。

#### ○ 遺言書があったケース

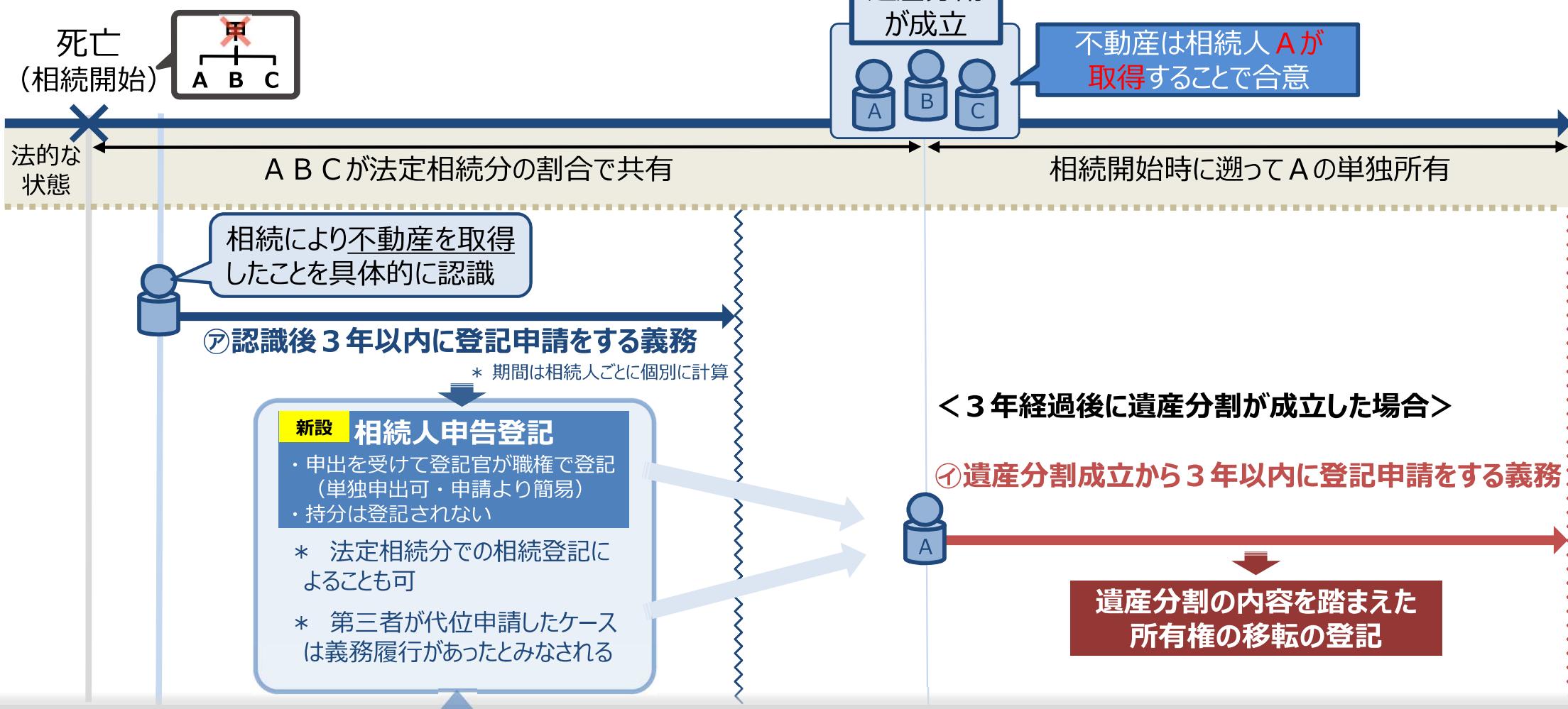
- ▶ 遺言（特定財産承継遺言又は遺贈）によって不動産の所有権を取得した相続人が取得を知った日から3年以内に遺言の内容を踏まえた登記の申請（相続人申告登記の申告でも可）を行う。

→ 基本的なルールのイメージ図についてはP6以下参照



# 相続登記の申請義務の内容とその履行方法について（詳細）②

## <3年以内に遺産分割が成立しなかったケース>



## 【相続人の一部の者が相続放棄をした場合】

その者は、初めから相続人とならなかったものとみなされる  
(他の相続人は、その者を除いた上で算定される法定相続分に応じて権利を取得することになる)  
→ 他の相続人は、当該相続放棄を知った日から3年内に相続放棄後の割合による相続登記の申請義務を負う。

相続開始  
A B C が法定相続分の割合で共有

Cの相続放棄  
相続開始時に遡って  
Cを除いた法定相続分の割合で共有

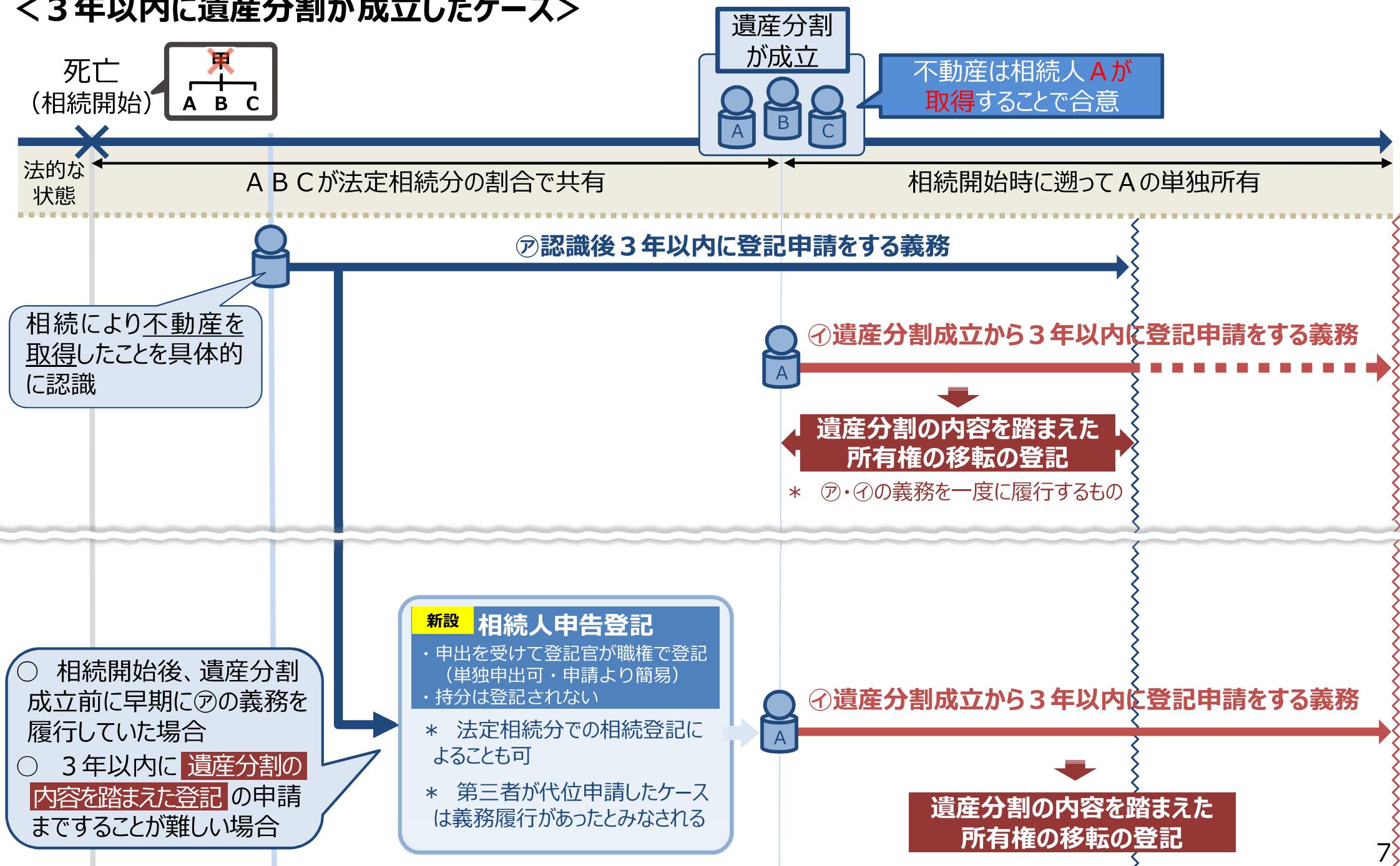
遺産分割が成立した場合  
相続開始時に遡って  
A の単独所有

Cの相続放棄を知った日から  
3年内に登記申請をする義務  
相続人申告登記による履行可

遺産分割成立から3年内に登記申請をする義務  
遺産分割の登記

# 相続登記の申請義務の内容とその履行方法について（詳細）③

## <3年以内に遺産分割が成立したケース>



# 相続登記の申請義務の内容とその履行方法について（詳細）④

## <遺言書があったケース>

### 【遺言書の記載内容の例】

「不動産をAに遺贈する」 = 相続人に対する遺贈  
【新第76条の2第1項後段】

「不動産をAに相続させる」 = 特定財産承継遺言  
【新第76条の2第1項前段】

いずれの場合も、相続人Aは、遺言により不動産を取得したことを知った日から3年以内に遺言の内容を踏まえた登記申請をする義務を負う



法的な  
状態

相続開始時からAの単独所有

遺言により不動産を  
取得したことを具体的  
に認識

3年以内に登記申請をする義務

遺言の内容を踏まえた  
所有権の移転の登記

又は

新設  
相続人申告登記

\* 遺言発見前に相続人申告登記がされていれば、重ねて相続人申告登記等をする必要はない

R5.4.1  
施行

単独申請可 (※)

(※) 改正法により、特定財産承継遺言、相続人に対する遺贈のいずれによるものかを問わず、その所有権の移転の登記は単独申請可能とされた【新第63条第3項】

# 相続登記の申請の義務化と過料について

R6.4.1  
施行

## ○ 過料とは

- 法律秩序を維持するために、法令に違反した場合に制裁として科せられる行政上の秩序罰（罰金のような刑事罰とは異なるもの）
  - 国が科する過料については、基本的に裁判所における過料の手続を経る。裁判所は法務局からの通知で事実を把握する。
- ▶ 今回の不動産登記法改正では、**「正当な理由」がないのに登記申請義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象となる** 【新第164条第1項】

## 過料の要件・手続など

- 個別の事情によっては、登記申請義務の履行期間内（3年以内）に必要な登記の申請をすることが難しいことも想定されることから、登記申請を怠ったことについて「正当な理由」がない場合に限って過料に処することとする
- ▶ 個別事情を丁寧に酌む運用を行うため、**「正当な理由」の具体的な類型については、通達等であらかじめ明確化する予定**

### 【「正当な理由」があると考えられる例】

- ①数次相続が発生して相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間要するケース、②遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース、③申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース など



- ▶ 過料を科する際の具体的な手続についても、事前に義務の履行を催告することとするなど、**公平性を確保する観点から、省令等に明確に規定**する予定（履行期間経過後でも催告に応じて登記申請がされれば裁判所に過料通知はしないこととする）

### （手続のイメージ）



# 相続登記の申請の義務化に関する経過措置について

## (基本的なルール)

- 施行日（R6.4.1）前に相続が発生していたケースについても、登記の申請義務は課される。
- 申請義務の履行期間については、施行前からスタートしないように配慮  
➡ 具体的には、施行日とそれぞれの要件を充足した日のいずれか遅い日から法定の期間（3年間）がスタートする。

## 相続登記の申請の義務化関係

R6.4.1  
施行

### <施行日前に相続が発生していたケース> 【改正法附則第5条第6項】

